

## 第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の策定について

### 1 鳥獣保護管理事業計画について

鳥獣保護管理事業計画（以下、「計画」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく法定計画で、国が定める鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理行政を推進していくために定めるものである。

計画の内容は、鳥獣保護管理行政全般にわたり、鳥獣の捕獲などを規制する地域の設定や捕獲許可に関する規定、普及啓発活動などについて定めることになっている。

計画期間中の第 12 次計画が令和 3 年 3 月までの計画であるため、令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 ヶ年間の計画期間とする、第 13 次計画を策定する。

### 2 基本指針の変更について

環境省は、基本指針の変更を令和 3 年秋に予定しており、変更案（別添資料参照）について意見募集が行われたところである。（6 月 15 日（火）から 7 月 14 日（水）まで）。

### 3 第 12 次計画からの主な変更点について

環境省の基本指針（案）において「Ⅲ 都道府県知事が定める鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項」の記載があるため、この変更点に即して計画に反映していくものとする。主な変更点は次のとおりとなっている。

#### （1）鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲許可した者への指導として、捕獲物又は採取物の処理につき、野生イノシシなどの豚熱（CSF）の発生に伴い、豚熱等の感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理を行うよう指導する。

#### （2）感染症への対応

近年の鳥インフルエンザや豚熱等の発生に伴い、生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼料等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前 に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。

鳥獣の関わる感染症は、鳥獣行政のみならず関係する部局が連携して 対策を実施することや関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

#### （ア）高病原性鳥インフルエンザ

- ・ 野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応強化するために、野鳥の生息状況の把

握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(イ) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)

- 平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱(CSF)感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係市町村等と捕獲強化等の対策を推進することによる感染収束に努める。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながることからごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、積極的に普及啓発を行う。
- また、アフリカ豚熱 (ASF) については、現在国内での感染はないが国内への侵入リスクが高まっていることから野生イノシシにおける感染確認検査実施や監視体制強化により、侵入防止に努める。

(ウ) その他の感染症

- SFTS (重症熱性血小板減少症候群) 等の既に国内での感染者がみられている人獣共通感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染がないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、早期に発見し、対応できるよう、情報収集に努める。

#### 4 第 13 次計画の策定スケジュール

時 期	内 容
令和 3 年 8 月	第 1 回自然環境保全審議会に策定スケジュール等について報告
10 月	国が定める鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針告示 市町村、地域県政総合センター等に素案について意見照会
11 月	第 2 回鳥獣総合対策協議会で素案検討
12 月	環境農政常任委員会へ計画素案を報告 県民意見募集 (パブリックコメント)、市町村等へ意見照会
令和 4 年 1 月	第 3 回鳥獣総合対策協議会で計画案検討
2 月	自然環境保全審議会へ計画案を諮問 環境農政常任委員会へ計画案を報告
3 月	県民意見募集結果の公表 計画決定・公告

## 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の論点ごとの主な変更点

- 基本指針は5年ごとに見直すこととしており、現行基本指針(平成28年10月告示)は、令和3年度秋までに変更予定。
- 平成27年の改正法施行から5年が経過していることも踏まえ、法の施行状況及び鳥獣の保護及び管理に関する社会状況の変化も踏まえた課題と対応方針を整理する。

論点	主な変更点(新たに追加した記述)
鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二種特定計画の目的を達成するため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第二種特定計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて、適切な評価、見直しを行い、順応的な計画の推進を図る。</li> <li>県をまたぐ指定管理捕獲等事業の実施について、必要に応じ広域協議会を組織して捕獲等に取り組む。</li> <li>国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める。</li> </ul>
鳥獣の保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>錯誤捕獲の防止のため、鳥獣保護管理事業における錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導・錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進する。</li> <li>鳥類の鉛中毒の防止のため、全国的なモニタリング体制の構築と鉛汚染による種や個体群への影響評価を進めるとともに、捕獲した鳥獣の放置の禁止を徹底する。</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の確保・育成に関して、免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めることが重要。</li> <li>大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援を進める。</li> </ul>
野生鳥獣に由来する感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣由来の感染症について、希少鳥獣保護の観点も踏まえながら、情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等を実施し、感染症対策の観点からも野生鳥獣の保護管理に取り組んでいく。</li> <li>公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等とも連携・情報共有を行って対応することが必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）に関しては、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を推進。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際、計画的な管理への影響の有無等について考慮する。</li> <li>● 捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は防疫措置をとること、外来鳥獣については放獣しないことを指導する。</li> <li>● 市街地に出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築するとともに人材育成の取組を検討することが必要。</li> <li>● 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進する。</li> </ul>